

【みらい版】

ウイークリーコープご利用手数料に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、ウイークリーコープ利用規程第6条第1項にもとづき、生活協同組合コープみらい（以下当生協）のウイークリーコープご利用手数料について定めます。

(定義)

第2条 手数料は、ウイークリーコープご利用に際していただく基本手数料と、コープデリ宅配センターからの配達ごとにいただく配達手数料があります。

(手数料)

第3条 利用形態と、一緒の配達先でコープデリ宅配をご利用されている組合員数により、お一人あたり、次に掲げるとおりの手数料（消費税別）をいただきます。

利用形態	組合員数	基本手数料	配達手数料
個配	—	80円	100円
グループ 配達	3人以上	—	—
	2人	80円	—
	1人	80円	100円

(優遇措置)

第4条 当生協は、組合員のご利用金額による手数料の割引を実施します。配達先あたりの手数料課金対象商品の受注金額合計が「6,000円（消費税別）」以上の場合、基本手数料及び配達手数料を全額割引とします。

2. 次に掲げるくらし応援割引を実施します。

割引種別	基本手数料	配達手数料	備考
シルバー	80円	全額割引	世帯全員、または2人世帯のいずれか1人が65歳以上の場合
ふれあい	80円	全額割引	組合員本人又は同居するご家族が障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、又は精神障害者保険福祉手帳）の交付を受けている場合
赤ちゃん	全額割引	全額割引	母子手帳交付から1歳未満の赤ちゃんがいる方。登録から52週間
子育て（※）	全額割引	全額割引	母子手帳交付から小学校入学前のお子様がいる場合。登録から小学校入学を迎える年の3月末日までで、子育て割引対象者で受注金額が週あたり3,000円（消費税別）以上の場合
	80円	100円	子育て割引対象者で受注金額が週あたり1円～3,000円（消費税別）未満の場合
	80円	0円	子育て割引対象者で受注金額が週あたり0円の場合（ご利用がない場合）
自然災害	全額割引	全額割引	自然災害で被災し、罹災証明書の交付を受け、交付から1年未満の場合。登録から52週間

（※）子育て割引利用者で、月度の累計受注金額（消費税別）が、12,000円（消費税別）以上あった場合、請求月度内の週で課金された基本手数料や配達手数料（消費税込）相当分をポイント付与します。

3. ご利用金額による手数料割引、および手数料ポイント還元の対象となる商品・サービスはインターネットサイト内で案内します。

(細則の変更案内)

第5条 この細則を変更する場合、生協はホームページ等で、変更する旨、変更内容および変更の効力発生日について、効力発生日までの間に告知するものとします。

(改廃)

第6条 この細則の改廃は、専務理事が行います。

(付則)

この細則は2007年9月24日より施行します。

2007年9月24日制定

2009年4月 4日一部改定

2010年4月19日一部改定

2013年3月21日一部改定

2014年3月31日一部改定

2014年9月22日一部改定

2016年4月 4日一部改定

2016年6月20日一部改定

2018年1月21日一部改定

2018年6月11日一部改定、同年7月23日施行

2018年7月30日一部改定、同年8月21日施行

2020年1月18日一部改定、同年3月21日施行